

認定NPO法人

「東三河後見センター」会報 第20号 平成24年6月11日発行

発行者：認定NPO法人東三河後見センター TEL (0533) 80-2707

三河後見センター6年目の活動がスタート 市民後見人18名の活動が始まりました



第6回通常総会で自己紹介する市民後見人の皆さん

東三河後見センターの第6回通常総会がさる5月13日(日)午後、豊川市勤労福祉会館で開催され、上程した5議案すべて原案どおり可決承認されました。ありがとうございました。

市民後見人については、平成22年度、23年度と2年間にわたり養成研修を実施、31名の受講者のうち26名が修了、修了者のうち18名が1年内に市民後見人受任を希望しました。その18名のお名前を市民後見人登録名簿に登載し、名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出しました。

市民後見人の活動のスタイルは当面、東三河後見センターが法人として受任している後見人等(保佐人、補助人を含む)で心身の状態が安定し、落ち着いた生活をしている方を対象に、これまで担当していた専門職担当者から市民後見人に引継いで活動する形です。これは、後見人等受任経験のある市民後見人を増やすとともに、専門職のゆとりをつくり、困難事例の受任と市民後見人の支援・指導に時間をさけるようにするためです。

総会以後、すでに6名の方の具体的な引継ぎ準備活動に入っています。ご本人や親族に不安感を与えないように、かつ市民後見人自身も安心して引き継げるよう、ケースごとに引継ぎ計画をつくり、ゆっくりとすすめています。来年の3月には、市民後見人登録者18名全員が1人以上の後見人等を受任して活動している状態にする計画です。

代表理事 長谷川 卓也

市民後見人のQ & A

Q：高齢者虐待防止に成年後見制度は効果がありますか？

高齢者に対する虐待が社会問題になっている今日、高齢者の尊厳の保持のため、高齢者に対する虐待を防止することは、極めて重要です。

2006年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され市町村に於いては虐待の早期発見・早期対応に向けての取り組みが行われていると思われますが、後見制度を利用することで虐待されているご本人の生活がどの様に改善できるのでしょうか？

A：虐待の対応は、迅速・慎重・ネットワークがカギ

高齢者虐待の対策として成年後見制度は決して万能薬ではありません。成年後見制度を利用する場合も、同時並行で虐待対応のネットワーク作りが必要であり、ネットワークの一部ととして成年後見人等が関わることになります。

具体的には、「虐待の種類」で区別して考える必要があります。虐待の種類には、肉体的(身体的)虐待、精神的虐待、経済的虐待、性的虐待、介護放棄等があると言われていますが、成年後見制度が一番有効なのは経済的虐待の分野です。本人の意思に反して家族や知人が本人の預貯金や年金を使ってしまい、本人の日常生活にも影響が出ているようなケースです。あるいは、親族が本人名義の不動産や有価証券を勝手に処分してしまうケースもあります。

成年後見制度を利用し第三者が後見人等に選任されると、その第三者の後見人等が法的な権限をもってご本人の財産を管理するので、上記のようなケースを防ぐことができます。認知症を良いことに、本人の意思を無視した違法な手続きによって、財産を流用していた場合には、後見人等が代理人となって流用された財産を取り返す可能性もあります。

ただし、家族のくらしが本人の年金のみで成り立っている場合などでは、家族のくらしを視野に入れて対策を考えなければならず、成年後見制度の利用だけで問題がすべて解決する訳ではありません。「養護者に対する支援」も不可欠です。

肉体的虐待、精神的虐待、性的虐待、介護放棄等の同居の家族などによる虐待の場合は、まず家族と本人を引き離すことが必要になる場合がありますが、家族と本人は血縁のつながりや依存関係があって、簡単に引き離すことができないこともあります。介護放棄では、介護保険のサービス利用が重要になります。これらは、成年後見制度の利用以前にケースバイケースの虐待対応が求められ、地域包括支援センターや行政機関が中心となって迅速に対応チークをつくり、具体的な初期対応をすることが必要です。成年後見制度の利用が必要な場合も、第1段階の対応が一段落してからになることが多いでしょう。

また、施設等サービス事業者の利用者に対する虐待については、成年後見人は苦情申立ての権限をもっていますので、サービス事業者は成年後見人等に対しては単なる親族よりも丁寧に接するところが多いような気がします。しかし、成年後見人等自身が定期訪問等により本人の心身の状態をよく観察する習慣をつけて、異常を感じたらすぐに対処できるようにしないと、虐待を見逃してしまう恐れもあります。本人が苦情を言えない状態の場合、成年後見人等の責任は非常に重いと言えます。

成年後見人等は、訪問時に異常を感じたら、ただちに施設長、サービス責任者等に率直に伝え、改善を要求することになります。改善が見られない場合は、市、県等の苦情受付機関に苦情を申立てます。事業者を変更することが適切な場合もあります。「迅速」が第一です。

後見センター ケースファイル報告—6—

東三河後見センター 福住 幸子

……会報15号で既報の若年性認知症のB子さんは今… 在宅生活からグループホーム入居へ

A市の公営住宅4階で在宅独居生活される50代のB子さん(要介護3、精神障害者保健福祉手帳1級)について、支援関係者会議で「これ以上、在宅での生活は無理」と「入所」が具体的議題になったのは昨年11月28日だった。この会議で「ヘルパー、訪問看護師が訪問するたびにガス付けっぱなしによるアラームが作動している。」「しかし、ご本人がまだ若いので入所は可哀そう。在宅維持なら、ガスを止めることが条件」などの意見が出された。ガス使用ストップ(以降電磁調理器)により、自宅での入浴不可、本人による食事準備不可となった。B子さんは、それらのことの不便さを、2~3日で忘れられた。

その頃のB子さんは、週4回利用されているデイサービス(認知症対応型)を「老人のお世話をする仕事場」と納得され、受け容れていた。若年性認知症B子さんのデイサービス利用の実現には、デイサービス関係者の温かく丁寧な対応があった。

……「居所指定権については、成年後見人の権限性は否定されている」…どのように入居を進めるか…

昨年の11月以降、B子さんの入居に対する意向を確認するが「此処から離れたくない」等と移動拒否が壳いた。この間、安全な在宅生活を維持するため、週4回のデイサービス利用、服薬管理の訪問看護や生活全般に及ぶヘルプサービスの利用などと、介護保険限度額を大幅に超えるサービス利用で、自己負担も大変高額となっていた。この間の地域住民による自発的な日々の見守りも、大切な支援内容であった。

居所指定権がないとは言え、「民法858条の身上配慮義務規定」や「自己決定の尊重と本人保護の調和」から、後見人としては、本人の意思決定を助けなければならず、正直、悩みは深く、当時B子さん宅を訪問する足どりの重さを感じることもたびたびあった。「生活の場の移動」に際し、ご本人意思の確認・決定等に協力いただく親族がない場合の難しさを痛感した。この間、後見人は、施設選択の対象を「認知症対応型グループホーム」とし、生活環境条件も視野に入れ数か所の施設見学、待機状況調査、入居金や利用月額13~15万円に対する経済的負担能力等の検討を進めた。

丁度、この頃、裁判申請をしていた障害年金の決定通知があり、預貯金も合わせれば、若年のB子さんのこれから始まる長期にわたる入居生活等の見通しもある程度明るくなった。

…いよいよ入居生活へ…幻覚(幻視)症状でみえる赤い服の女の子から離れたい

B子さんは、昨年9月頃から、幻覚(特に幻視)症状が激しくなっていた。「親に置き去りにされた赤い服を着た女の子がいつも私の部屋にいる」と、訪問のたびに「そこに居るでしょう」と言われた。

そして、「置いて行かれたこの子が可哀そう」と泣かれる場面に後見人は何度も立ち会った。次第に「親が此処に子供を置いて行かないよう何処かへ引っ越したい」と言われるようになり、後見人も「入居」とは言わず「引越ししましょうか」と促した。「お願ひします」とB子さん。この返事を受け、丁度入居可能となったグループホームへ、5月某日引っ越しが実現した。そこは、B子さんが利用されているデイサービスが1階にあり、グループホームはその建物の3階で、顔見知りの職員の温かい歓迎もあった。

…入居10日後、後見人は不安な思いでB子さんを訪問しました…ホットしました

B子さんは「あっ、お久しぶりでーす」と言いながら、後見人の横を擦りぬけ、忙しそうに夕食の配膳手伝いに戻られた。食事が始まり、向かい側に座った高齢の同居者が甘えるような表情で、B子さんに何か話しかけておられた。ご飯を食べながら、その方に「ウン、ウン」と応えるB子さんの様子がとても優しかった。「入居された夜、9時頃まで帰る帰ると言われましたが…」と施設側から報告を受けた。

B子さんが、なんとか、ここで自分らしい暮らし方を見つけ、心楽しい日々を過ごしてほしいと心から願って、帰路につきました。

会員さん紹介

人が人を支えあう成年後見活動

社会福祉士 工藤 明人

成年後見制度が施行されて12年。制度自体は、人間に例えると、小学校を卒業しまさにそのアイデンティティの確立しようとしている時期(少し早いかな)にあたるような気がします。「成年後見制度」とは何か、「成年後見制度」が社会等によって承認され、認識されつつある時期になったような気がします。

成年後見制度は、認知症等の高齢者や知的障がい、精神障がい等により、判断能力に援助が必要な方に対して、その方の生活を見据えたうえで支援者が「判断する」部分を適切に援助していくものだと考えています。

岐阜県にある知的障がい者施設において生活支援員をしていた9年間、現在も岐阜県内のNPO法人にて知的障がい者の余暇支援の援助をしていますが、振り返って考えてみると、すべて私という「人」が支援を必要とされている方という「人」に対して何らかの関わり合いをもってきました。

現代社会においては、携帯電話やインターネット等が普及し、そうした道具を通しての交流はありますが、直接、人と関わりあう機会が減少しているようにも感じられます。しかし、本制度はご承知のとおり、直接、被後見人との関わりが必要となります。

直接関わることは被後見人等の人生に寄り添うことであるともいえます。その意味では、本制度の果たす役割はとても重要だと思います。現在、後見類型を3件受任していますが、成年後見活動を実施するなかで常に意識していることは、「本当に、自分の判断は正しいのか」ということです。目の前の被後見人が望んでいることは何か。判断に迷うことはとても多くあります。大げさな言い方かもしれません、私の判断が他者の生き方を決めています。そこにかかる責任はとても重要ではないかと思うのです。成年後見制度の理念には「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」「現有能力の活用」と「本人保護」を調和することで、本人の最善の利益を護ることと解されていますが、まさにこの理念を具現化するには「迷うこと」と「人が人を支えあう」ことが必須でしょう。

この度、東三河後見センターの入会に際しまして、この迷いを共有し、よりよい援助に結びつけられる実務者の諸先輩との出会いを大切に、さらに人が人を支えあうことについてじっくりと学習していくたいと考えています。

これから、宜しくお願い致します。

平成24年度会費納入のお願い

常日頃から当会の活動につきましてはご協力、誠にありがとうございます
さて、24年度も2ヶ月が過ぎました。

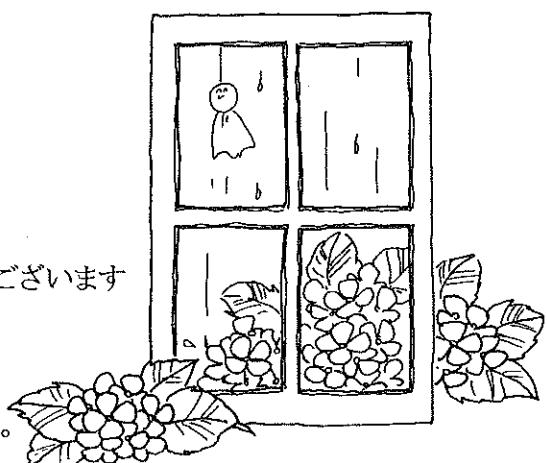
会費の納入もたくさんの方々から頂き感謝しています。

まだ未納の方はなるべく早い時期に納めてくだされば幸いです。

正会員:5000円 賛助会員:3000円

お願い……振込み取扱票の通信欄に「会費」とご記入下さい。

※会費を納めて頂いた会員様には、会員証を送らせていただきます。



成年後見だより

発行 認定NPO法人東三河後見センター 市民活動委員会
連絡先 東三河後見センター事務所 ☎0533-80-2707

★平成24年度 成年後見講座のご案内★

平成23年度成年後見講座は10回開催し、延べ参加人数が200名を越える盛況でした。今年度も引き続き成年後見制度の普及・啓発を目的とする定期的な学習会として開催します。毎回、講義の後に30分～40分間、成年後見制度全般のフリーディスカッションの時間を設け、参加者からの疑問や質問にお答えしたり、参加者どうしの意見交換、あるいは事例検討等を行なう予定です。お気軽に質問や困りごとをお持ち寄りください。

開催日時、場所、参加費等は次のとおりです。

- ★ 開催日時：毎月第3水曜日 19:00～20:50（8月、12月、3月はお休みです）
- ★ 場所：ウィズ豊川（豊川市社会福祉会館）
- ★ 参加費：非会員は1人1回500円 *会員は無料
- ★ 事前の参加申し込み不要。
- ★ 問合せ先：東三河後見センター ☎0533-80-2707

<開催予定>

日 時	学習会のテーマ・内容等
平成24年 6月20日（水） 19:00～20:50	<p>テーマ：成年後見制度ってなに？？</p> <p>講師：認定NPO法人東三河後見センター代表理事 長谷川卓也</p> <p>内容：成年後見制度の基本のきをDVDで見たあと、自由質疑とします。 成年後見に関係することなら何でも、気軽に持ち寄ってください。 市民後見人の養成・支援・監督等、市民後見人の登場についても、 その動きを説明し、東三河の状況を報告します。</p>
7月18日（水） 19:00～20:50	<p>テーマ：消費者被害の現状と対策</p> <p>講師：消費生活専門相談員 新見ゆかり氏 (豊川市消費生活センター相談員)</p> <p>内容：最近の消費者被害の状況とその対策について、具体的な事例を交えながら話していただきます。 フリーディスカッションでは、消費者被害への対策としての成年後見制度の利用について、その有効性と限界を話し合います。</p>
9月19日（水） 19:00～20:50	<p>テーマ：老齢年金制度について</p> <p>講師：豊川年金事務所副所長 宮澤孝之氏</p> <p>内容：老齢年金について基礎的なことから難しい問題まで幅広く わかりやすくお話ししていただきます。</p>
10月17日（水） 19:00～20:50	<p>テーマ：障害者年金制度について</p> <p>講師：社会保険労務士 中島由恵氏</p> <p>内容：講師は障害者年金専門に業務を行ない、県内外から広く依頼を受けて活躍している、“頼りになる”社会保険労務士です。障害者年金の基礎から分かりやすく話していただきます。</p>